

議第64号 呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」といいます。）の一部改正により、用途規制の適用除外の許可に係る規定等が整備されたことに伴い、関係する手数料を追加するとともに、広島県の構造計算適合性判定に係る手数料の改定に伴い、関係する手数料の額を改定するため、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

(1) 法の一部改正に伴うもの

ア 用途規制の適用除外の特例による許可（法第48条第16項）に係る審査手数料の追加

各用途地域においては、それぞれの住居の環境の保護や、商業・工業等の業務の利便の増進を図るため、建築することができる建築物の用途について制限が設けられていますが、特定行政庁（市長）が個別に当該用途地域における環境を害するおそれがない等と認めて建築審査会の同意を得て許可したもののについては、特例として用途規制を適用しないものとしています。

この度の法の一部改正により、次のいずれかの場合、当該特例に係る許可（以下「特例許可」といいます。）に当たり建築審査会の同意が不要とされたことに伴い、建築審査会の同意が不要な特例許可の申請に係る審査手数料を追加します。

(ア) 特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転のうち、政令で定める場合について特例許可をする場合

(イ) 日常生活に必要な政令で定める建築物で、騒音等による住居の環境の悪化を防止するために必要な国土交通省令で定める措置が講じられているものの建築についての特例許可（法第48条第1項から第7項までの規定のただし書の規定によるものに限ります。）をする場合

イ 前面道路側に壁面線指定を行った場合等の建蔽率緩和の許可（法第53条第5項）に係る審査手数料の追加

特定行政庁が前面道路の境界線から後退した壁面線の指定をした場合や、一定の都市計画や地区計画等に関する条例において壁面の位置の制限が定められた場合で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した範囲内において、建築物の建蔽率を緩和できる制度が新たに設けられたことに伴い、当該許可の申請に係る審査手数料を追加します。

ウ 現行基準に適合しなくなった既存建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合における全体計画の認定（法第87条の2）に係る審査手数料の追加

建築時以後の基準の強化により現行基準に適合しなくなった既存建築物について、当該建築物の用途を変更するときには、用途を変更しない部分も含めた建築物全体について、現行基準に適合させるための改修を一度に行う必要がありました。

この度の法の一部改正により、特定行政庁が法に掲げる基準に適合するものとして改修工事の全体計画を認定した場合は、段階的な改修を可能とする

新たな認定制度が設けられたことに伴い、当該認定の申請に係る審査手数料を追加します。

エ 既存建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合における許可（法第87条の3第5項及び第6項）に係る審査手数料の追加

法には、既存建築物を一時的に他の用途に転用することができる旨の規定がありませんでしたが、この度の法の一部改正により、当該建築物を興行場、博覧会建築物、店舗その他これらに類する建築物（以下「興行場等」といいます。）の用途に転用する場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、特定行政庁が1年以内の必要な期間を定めて転用を許可することができることとされました。

また、国際的規模の競技会等の用に供することなどの理由により1年を超えて使用する特別の必要がある興行場等の用途に転用する場合については、特定行政庁が建築審査会の同意を得たものについて、必要な期間を定めて転用を許可することができる制度が設けられたことに伴い、これらの許可の申請に係る審査手数料を追加します。

オ その他

法の一部改正により、規定の追加等がされたことに伴い、引用条項に移動が生じたため、関係規定の整理をします。

(2) 構造計算適合性判定に係る広島県の手数料改定に伴う手数料の見直し

ア 県知事等に対する構造計算適合性判定の依頼について

特定行政庁が、次の法律に基づく各計画の認定等に併せて建築物が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査をする場合において、審査のうち構造計算適合性判定^{*}は、法により広島県知事又は広島県知事が指定した指定構造計算適合性判定機関（以下「県知事等」といいます。）が行うこととなっていることから、県知事等に対し構造計算適合性判定を依頼しています。

(ア) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）

(イ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

(ウ) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）

(エ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）

イ 構造計算適合性判定に係る手数料の額の改定について

県知事等に構造計算適合性判定を依頼する場合に支払う委託料の額は、広島県が条例で定める手数料の額としており、この度、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、広島県が構造計算適合性判定に係る手数料の額の改定をすることから、本市の手数料を広島県と同額になるよう改定するものです。

なお、広島県の手数料の改定は、算定基礎の課税経費部分について2パーセント分の引上げをするものであり、手数料の算定基礎に非課税経費部分があるため、各手数料の改定率は、約1.2パーセントから約1.7パーセントまでの引上げとなっています。

※構造計算適合性判定

建築確認申請に係る審査のうち、一定規模以上の建築物で高度な構造計算

が必要な建築物について，建築主事の審査に加え，県知事等が構造計算の詳細な審査を行うものです。

3 追加する審査手数料の額

2(1) アからエまでの審査手数料の額については，当該審査に係る審査所要時間を基に，人件費等の状況を勘案して広島県が算定した額と同額を本市の手数料額とします。

4 施行期日

公布の日。ただし，2(2)については，令和元年10月1日